

令和7年度

島根県会計年度任用職員採用試験受験案内

島根県中央児童相談所
〒690-0823 松江市西川津町 3090-1
TEL 0852-21-3168

島根県中央児童相談所では、産前産後休暇及び育児休業を取得する会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2に規定する職員）を以下のとおり募集します。

■ 受付期間	令和7年7月7日（月）～令和7年7月18日（金） 郵送による場合は、7月18日（金）必着 受付時間は、午前8時30分～午後5時15分 ※土日、祝日は閉庁です。
■ 試験日	令和7年7月28日（月）
■ 合格発表	令和7年7月31日（木）

1. 受験資格

- 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 島根県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）
- 「9. 採用職種及び職務内容等」の各欄に記載の要件を満たす人

2. 試験の日時、試験会場、合格発表、試験結果の郵送

- 試験日時 **令和7年7月28日（月） 13:30～（※）** 面接試験
※試験時間は受験者ごとに異なります。
受付締切後、受験票の試験日時欄に記入のうえ返送しますので、各自確認してください。
- 試験会場 **島根県中央児童相談所（松江市西川津町3090-1）**
- 合格発表 **令和7年7月31日（木）**
試験の結果については、受験者全員（棄権者を除く。）に郵送で通知します。（発表当日、投函します。）
合格者に対しては併せて発表当日に、勤務意思確認のため、電話連絡しますので、ご承知ください。

3. 試験内容

個別面接試験

4. 受験申込

- 提出書類を、（2）申込先へ、**直接持ち込むか郵送**により提出してください。郵送する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用試験」と朱書き、**簡易書留郵便**にしてください。
- 申込先
島根県中央児童相談所（松江市西川津町3090-1）
- 受付は、土日、祝日を除き 7月7日（月）から7月18日（金）までの午前8時30分から午後

5時15分までです。郵送による場合は、7月18日（金）必着のものに限り受け付けます。

(4) 提出書類

① 申込書（別紙様式） 1部

顔写真は、申込日前6か月以内に撮影した、無帽、背景なしのものとしてください。

② 受験票（別紙様式） 1部

必要事項を記入のうえ、85円切手が貼付してあるはがきの裏面に貼り付けること。表面には、受験者本人の郵便番号、住所、氏名を記入すること。なお、こちらから返送した受験票を、試験当日に持ってきてください。

(5) 注意事項

ア 受験票は、申込みを受けた際すぐに交付はせず、受付締切後に返送します。試験日の2日前になっても受験票が到着しない場合は、必ず各申込先へお問い合わせください。

イ 申込書及び受験票の*欄を除く全ての欄にもれなく正確に記入してください。

5. 採用

この試験の合格者は、原則として令和7年9月1日から令和8年3月31日まで任用します。令和7年9月1日から勤務できることが条件です。

なお、兼務(職)は原則可能ですが、希望にそえない場合があります。

また、採用後1月の間又は勤務日数が15日に達するまでは、条件付き採用期間となります。

※勤務実績等の評価により、公募によらない再度任用は1回を上限として行う場合があります。

6. 勤務条件等

(1) 報酬：基本報酬（令和7年4月1日現在を記載しています。）

報酬欄に上限額及び下限額が記載されている職種については、経歴に応じて報酬を決定します。

(一般業務の場合の例)

学歴	年齢	職務に有用な経歴（注）	報酬月額
高校卒	18歳	0年	145,600円（下限額）
	25歳	6年3月	174,600円（上限額）
大学卒	22歳	0年	164,600円
	24歳	2年	174,600円（上限額）

(注) 最終学歴取得後の経歴を、その内容に応じて、5割～10割の換算率で職務に有用な経歴に換算します。

※通勤手当相当分の報酬は、通勤手段、勤務日数、距離等に基づいて規定により決定します。

(2) 手当：規定に基づき支給要件を満たす場合に期末勤勉手当が支給されます。

(3) 勤務日数：月16日

(4) 勤務時間：午前8時30分から午後5時15分

(5) 福利：共済保険、厚生年金保険、雇用保険等（加入要件を満たす場合に加入します）

7. 試験結果の本人提供について

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定に基づき、本人の申出により提供することができます。受験者本人（代理人は不可）が「顔写真付きの身分証明書」（注）をお持ちの上、下記場所で行ってください。（電話は不可）

申出できる者	内容	期間	場所
受験者本人 (棄権者を除く)	得点及び順位	合格発表の日から1月間	受験申込書を提出した 所属

(注) 「顔写真付きの身分証明書」の例：運転免許証、学生証、旅券等

8. その他

- 試験会場には、受験票を持ってきてください。
- 受験に際しての提出書類は、島根県において責任を持って廃棄しますので、返却しません。
- 受験に際して島根県が収集した個人情報、採用試験以外には使用しません。
- 不合格の場合も、内定者の辞退により繰り上げ採用となる場合があります。該当者については、その旨を通知します。